

消費生活センターだより

第7号
平成27年4月

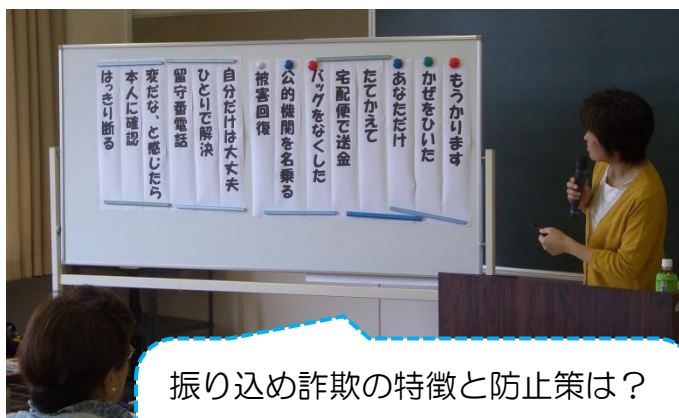
旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階） 電話 0479-63-7272

『出前講座』をご利用ください。消費生活相談員が出向きます！

消費生活センターでは、市民の皆さんが集まる場所へ消費生活相談員や職員が出向き、最近のトラブルや消費生活に役立つ知識についてお話ししています。

ロールプレイングや悪質商法撃退の替え歌など、楽しい講座をお届けしています。新しい年度に地域や団体で集まる機会があるときは、ぜひ声をかけてください。

問合せ先 市民生活課市民生活支援班 Tel62-5396（まちづくり出前講座担当班）
消費生活センター Tel63-7272



振り込め詐欺の特徴と防止策は？
「お金を立て替えて」「バックを失くした」は信じないで！
必ず家族に確認を！

劇を通して、問題のある勧誘や悪質商法の手口を紹介しています



出張消費生活センター

毎月第2土曜日

4月11日（土） 海上公民館

5月9日（土） いいおかユートピアセンター

相談時間 午前9時～午後4時

※予約は不要です。電話相談は行っていません。

直接会場にお越しください。

借金と心の悩み

《相談無料・要予約》

おかねところの相談会

弁護士・精神保健福祉士が相談に応じます。

5月21日（木）午後6時～午後8時30分
相談時間1人50分間

会場：予約先／旭市消費生活センター

62-8019・63-7272

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階）

月曜日～金曜日（平日）午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019

こんな相談がありました No. 7 ～高齢の母による新聞購読契約の重複～

Q

2 日前、新聞が 2 紙配達されていることに気付いた。母に確認すると A 紙は契約書があったが、B 紙は知らないと言う。どちらから景品として洗濯洗剤をもらったと言っていた。母には認知症のような行動が見られる。昨日 2 紙とも購読をやめたいと販売店に連絡し、承諾されたはずだが今朝 B 紙が配達され、ちゃんと解約手続きされていないのではと心配になった。できればクーリング・オフしたい。

A

消費生活センターより B 紙販売店に問い合わせました。相談者から「2 紙配達されている」と連絡を受けた B 紙担当者が調べると、相談者の母が半年ほど前に契約し、A 紙と契約期間が 1 ヶ月間重なっていたことがわかりました。当市の販売店間では、購読契約期間が重なった場合、契約日が早い販売店が先に購読契約期間となり、期間満了後に契約日の遅い販売店の購読契約期間が始まるよう、契約を先送りするというルールがあり、B 紙のあとに A 紙の購読契約とする調整を行ったということでした。A 紙販売店にも確認すると、解約希望なら景品を返してほしい、と回答があり、また相談者の母はほかの新聞販売店とも契約しているという情報を得ました。

消費生活センターから相談者に、市内の新聞販売店と交わした契約をすべて早急に確認し、販売店に今後母と契約しないこと、万一契約した場合には家族に確認してほしいとお願いしてはどうかと助言しました。

相談者が A 紙販売店に確認の電話を入れると、店長が市内販売店と連絡を取り、契約者の現在の契約状況を調べてくれました。重複する期間のないよう契約を調整し相談者に伝え、あらためて納得できる契約を結ぶことができました。新たな契約書も届けていただいたとのことでした。



～高齢者の新聞の訪問販売に関する相談が増えています！～

ご自宅の新聞契約を把握していますか？

契約先販売店名、契約紙名、契約期間などわかるようにしておくことがトラブルを防ぐことに役立ちます。

高齢者は、強引な勧誘などによる不本意な契約だけではなく、今回のように物忘れが原因で不要な契約をしてしまうこともあります。日ごろから、家族で具体的な対応策を話し合っておくことが大切です。

新聞購読契約 訪問勧誘の場合の注意点

- ①長期の契約や、数年先からの契約は避け、先の見通せる範囲で契約する
- ②訪問されても不用意にドアを開けない、また、購読の意志がなければきっぱりと断る
- ③サインをする前に購読契約書に記載された契約期間などをよく確認する
- ④高額な景品を受け取らない、景品につられて契約しない
- ⑤訪問販売で契約をした場合、購読契約書の控えを受け取った日を含む 8 日間はクーリング・オフができる
- ⑥高齢者の場合は家族や周囲の見守りが必要